



宮崎労働局発表
令和2年5月21日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 上田 徹也
監察監督官 佐々木大樹
(代表電話) 0985(38)8825
(直通電話) 0985(38)8834

令和元年の監督指導実施状況

～違法な時間外労働で 307 事業場・安全基準対策の 未実施で 232 事業場に行政指導～

宮崎労働局（局長 なだ ゆたか 名田 裕）は、令和元年に管内の労働基準監督署（宮崎、延岡、都城、日南の4署）が実施した定期監督等の監督指導実施結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

令和元年は平成30年に引き続き、月80時間を超える時間外労働を行っていると考えられる事業場を中心に、長時間労働の抑制・過重労働の解消に向けた取組を重点的に行った結果、307事業場で違法な時間外労働を確認し、それらの事業場に対して是正に向けた指導を行いました。

また、平成30年度を初年度とする「宮崎労働局第13次労働災害防止推進計画」（5か年計画）に基づき、労働災害防止の観点から監督指導を行った結果、232事業場で安全基準対策の未実施を確認し、それらの事業場に対して是正に向けた指導を行いました。

本年度においても、引き続き長時間労働の抑制・過重労働の解消及び労働災害の防止に向けた取組を重点的に実施し、法違反が認められる場合には是正に向けて必要な行政指導を行うとともに、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場や重大な災害を発生させた事業場には司法処分を含め、厳正に対処することとしています。

（結果のポイント）

1. 定期監督等の実績

監督事業場数 1,480 件（違反事業場数 854 件、違反率 57.7%）

2. 主な違反内容[1. のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した件数]

- (1) 違法な時間外労働があったもの：307 件
- (2) 労働安全衛生法に定める安全基準対策が実施されていなかったもの：232 件
- (3) 割増賃金が法定で決まるとおり支払われていないもの：215 件

3. 司法処分の実績

送検件数 14 件（労働基準法関係 2 件、労働安全衛生法関係 12 件）

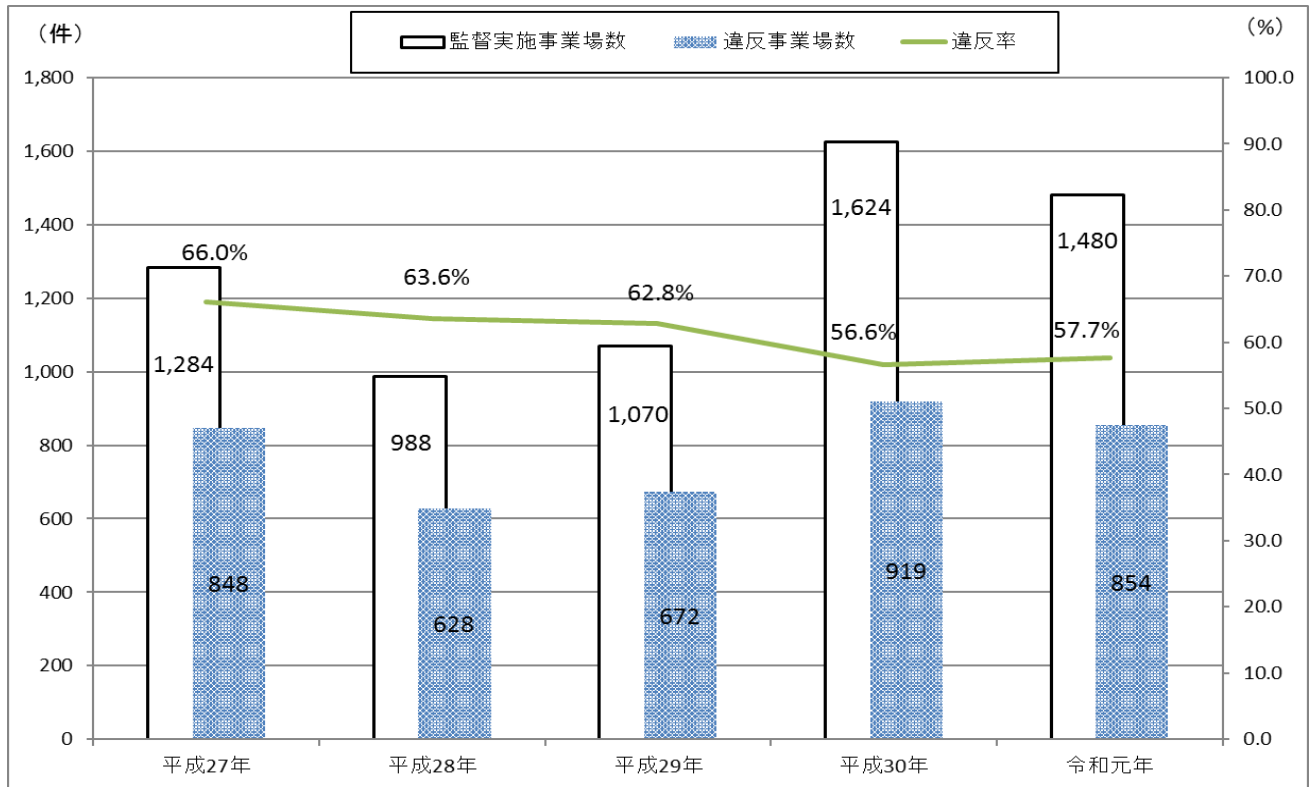
〔注〕「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法など）に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

1 定期監督等の実施状況

(1) 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移 (図1)

令和元年における定期監督等の実施件数は 1,480 件(前年比 144 件減) であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は 854 件 (同 65 件減)、違反率は 57.7% (同 1.1 ポイント増) であった。

図1 | 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移



(2) 業種別定期監督等実施事業場数及び主要な法違反事項の状況 (表1)

P 1 のポイントに掲げている定期監督等実施事業場を業種別にみると、

- ①製造業 360 件
- ②建設業 306 件
- ③商業 249 件
- ④接客娯楽業 176 件
- ⑤保健衛生業 127 件

の順となっている。

また、違反率が高い業種 (年間 30 件以上の監督を実施した業種に限る。以下同じ。) は、

- ①清掃・と畜業 83.8%
- ②運輸交通業 74.1%
- ③保健衛生業 59.8%
- ④製造業 59.7%
- ⑤商業 58.6%

の順となっている。

さらに、主要な法違反の状況としては、

①労働時間	307 件
②安全基準	232 件
③割増賃金	215 件
④賃金台帳	140 件
⑤健康診断	123 件

の順となっている。

(3) 使用停止命令等

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、39 件（前年比 39 件減）であった。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

表 1 | 主要な法違反事項

業種	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率	労働基準法						最賃法	労働安全衛生法				
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	最低賃金の効力	安全衛生管理体制	安全基準	衛生基準	定期自主検査	健康診断
製造業	360	215	59.7	16	108	13	55	31	21	18	47	68	13	23	30
建設業	306	176	57.5	11	26	6	22	4	16	7	14	97	15	7	7
運輸交通業	54	40	74.1	8	24	1	7	6	14	3	7	9	2	5	7
農林業	66	34	51.5	3	2	0	2	3	2	6	5	23	0	4	0
商業	249	146	58.6	21	64	20	44	33	29	7	14	13	2	5	25
金融広告業	7	2	28.6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
教育研究業	13	9	69.2	2	3	0	3	2	4	0	3	0	0	0	2
保健衛生業	127	76	59.8	7	20	8	28	20	21	9	8	0	0	0	29
接客娯楽業	176	84	47.7	21	27	9	35	14	17	8	6	4	0	1	14
清掃・と畜業	37	31	83.8	5	14	5	7	6	5	2	6	10	1	2	3
上記以外の業種	85	41	48.2	8	19	2	12	8	9	5	6	8	1	2	6
合計	1,480	854	57.7	102	307	64	215	127	140	65	116	232	34	49	123

※ 違反状況は主要なものを抜粋しており、また、同一事業場で複数の違反が認められるケースもあり、違反事業場数と各違反項目の合計数とは一致しない。

2 司法処分の状況（表2）

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、令和元年には 14 件（前年比 8 件増） の事件を宮崎地方検察庁に送致している。

事件の内訳としては、労働基準法違反被疑事件 2 件、労働安全衛生法違反被疑事件 12 件となっている。

（注）労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員（特別司法警察職員）として捜査を行い、検察庁に送致する（司法処分）。
（注）労働基準法違反には最低賃金法違反も含む。

表 2 | 司法処分件数の推移

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
9 件	8 件	15 件	6 件	14 件

3 今後の指導方針

宮崎労働局及び管内各労働基準監督署においては、安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、長時間労働の是正、労働条件の確保・改善及び労働者の安全と健康の確保などの対策を強力に推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処していくこととしている。